

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年11月29日)

[件名]

- 1 「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」の締結について (危機管理政策課) 1
- 2 「大規模広域的災害発生時の中国5県の広域支援体制に関する基本合意」及び「大規模広域災害に備えた中国・四国ブロックの相互応援に係る基本合意」について (危機管理政策課) 5
- 3 津波対策検討委員会で検討中の波源モデルの海岸線における津波高について (危機管理政策課) 12
- 4 第2回鳥取県版業務継続計画 (BCP) 策定推進会議の開催結果について (危機管理政策課) 23
- 5 台風12号に関する米子市との検証会議の開催結果について (危機管理政策課) 35
- 6 東日本大震災報道写真展「あの日を忘れないー3・11と私たちー」の開催について (危機管理政策課) 36
- 7 第4回・5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会の開催結果について (危機対策・情報課) 39
- 8 「島根原子力発電所に異常が発生した場合の連絡遅延に係る申入れ」に対する中国電力株式会社からの回答について (危機対策・情報課) 43
- 9 鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果について (危機対策・情報課) 45
- 10 第2回島根原子力発電所住民避難計画策定ワーキンググループ会議等の開催結果について (危機対策・情報課) 47
- 11 防災フェスタ in 琴浦の開催結果について (危機対策・情報課) 49
- 12 第2回・3回鳥取方式地域消防防災体制検討委員会の開催結果について (消防防災課) 52

危 機 管 理 局

「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」の締結について

平成23年11月29日
危機管理政策課

本県と徳島県は、危機事象発生時における相互応援協定を結び、情報交換や訓練参加等を行ってきたところですが、このたび、未曾有の広域災害となった東日本大震災の教訓や課題を踏まえ、より実効性のある協定に進化させるため、全面的に見直しを行い、下記のとおり新たな協定の締結を行いました。

記

1 協定締結式

- (1) 日時 11月18日(金) 午後1時30分～2時(両県知事会議)
午後2時～2時30分(協定締結式)
- (2) 場所 夢みなとタワー 特別会議室(境港市竹内団地255-3)
※平成16年の締結式は鳥取県で、平成20年の締結式は徳島県で実施

2 今回の新協定の特徴的な内容 ※詳細は別紙

- (1) 中国・四国地区でのカウンターパート制の導入を踏まえた相互応援体制の構築
- (2) 東日本大震災の教訓を踏まえた応援内容
- (3) 市町村、企業、医療・福祉分野等、県を挙げた早期復旧支援及び事業継続体制構築の推進
- (4) 危機事象発生後の時間の経過に応じた応援・受援体制を定めた「相互応援活動要領」の策定

3 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

別紙参照

<参考>

1 協定締結の経緯

- (1) 本県と徳島県は大規模災害発生時に同時被災する可能性が低い地理的状況にあることから、全国で初の取組として、平成16年3月17日に「災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定」を締結。
- (2) 平成20年9月1日に、一定規模以上の災害が発生した場合の職員派遣・物資提供等の自動応援の発動や、自然災害のみならず国民保護まで含めた危機事象を協定の対象する等の内容を盛り込んだ協定に改定(「危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定」)。相互応援体制の確立とともに、危機事象対応に関する情報交換や防災訓練への相互参加・助言などを実施。

2 これまでの両県の取組状況

- (1) 両県知事の対談(H16.3、H17.4、H19.9、H20.9)
- (2) 担当者同士の協力等
 - ア 防災訓練への相互参加
 - ・鳥取県総合防災訓練[徳島県ヘリ・応援派遣職員等が参加]
 - ・徳島県総合防災訓練[鳥取県職員災害応援隊が参加]
 - イ 情報交換(H16.4、H17.5、H19.2、H20.1、H20.2、H23.11)
- (3) 県の協定をきっかけとした取組
 - ア 両県の市町村間の相互応援協定締結状況
阿南市・米子市(H17.6)、吉野川市・倉吉市(H17.12)、徳島市・鳥取市(H23.9)
 - イ 災害ボランティアの交流
 - ・阿南市ボランティア団体連絡協議会長が米子市社会福祉協議会を訪問(H16.7)
 - ・徳島県の災害ボランティア団体関係者38名が日野町黒坂地区を訪問(H16.12)
 - ・米子社会福祉協議会主催の防災講演に阿南市ボランティア団体協議会が参加(H17.1)
 - ウ 民間レベルでの交流
 - ・全地婦連(全国地域婦人団体連絡協議会)中国ブロック会議(鳥取市で開催)での災害対応に係るワークショップに徳島県連合婦人会から6名が参加(H23.9)

鳥取県・徳島県危機事象発生時相互応援協定に係る特徴的な項目について

【ポイント】

- ① 中国・四国地区でのカウンターパート制の導入を踏まえた相互応援体制の構築
- ② 東日本大震災の教訓を踏まえた応援内容
- ③ 市町村、企業、医療・福祉分野等、県を挙げた早期復旧支援及び事業継続体制構築の推進
- ④ 危機事象発生後の時間の経過に応じた応援・受援体制を定めた「相互応援活動要領」の策定

特徴的な項目	項目説明	記載箇所
○カウンターパート制の導入を踏まえた相互応援体制等の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援調整業務の実施など、中四国ブロックにおけるカウンターパート制の導入を踏まえた相互応援体制等の構築を図る。 ・応援県から危機事象発生県に現地連絡員を派遣し、支援のための情報収集、他県等との広域応援調整を行う。 	第1条 第2条(2) 第3条
○具体的な応援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災等の教訓を踏まえ、業務継続に係る支援、避難者の受入、被災市町村支援に係る応援県内市町村への協力依頼、風評被害対策等、応援内容を定めた。 	第2条
○業務継続に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県のみならず、市町村、企業等においても業務継続がなされるよう、平常時から業務継続に係る支援体制の構築に努める。 	第2条(4) 第5条(2)(3)
○避難者の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・津波被害や原子力発電所事故による避難者を想定し、避難者を応援県が受け入れることとした避難後の住居や教育の支援等の枠組みを事前に協議し、発災時に速やかに受け入れられる体制を構築する。 	第2条(5) 第5条(3)
○風評被害に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災においても風評被害により外国からの観光客の誘致や農産物の輸出等に支障をきたしたことから、危機事象発生県と応援県が連携して風評被害対策に取り組んでいく。例) 応援県から危機事象発生県への観光ツアーの送り込み、農作物の購入など 	第2条(7) 第5条(3)
○被害状況、支援を要する内容の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事象発生時にボランティア情報等を速やかに掲載できるように、平常時に危機事象発生時の支援に係るサイトを準備しておく。 	第5条(9)
○災害時の自動発動及び県を挙げた応援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・応援は危機事象発生県からの要請に基づき支援を行うが、震度6弱以上の地震が観測された場合や危機事象発生による県間の通信途絶等の緊急事態が発生した場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも職員の派遣や物資の提供等を行う。 ・応援県は、危機事象発生県に対する支援本部を設置する等、県の組織を挙げて応援する体制を構築する。 	第3条第1項、第2項 第3条第3項
○受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事象発生県において、円滑に応援を受け入れられるよう、活動拠点の確保、物資搬送等受援体制の整備を行う。 	第4条
○市町村、企業、医療機関及び福祉団体等、県を挙げた協力体制の構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な相互応援を実現する観点から、危機事象に対し県を挙げての支援体制を構築し、市町村、企業、医療機関及び福祉団体等の協力を得ながら体制構築を推進する。 	第6条
○平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じた応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から危機事象発生時の時間の経過に応じ、どういった職員を派遣するか、物資を提供するのか等の応援・受援計画を事前に策定しておくことで、危機事象発生時に応援県が円滑に活動できるよう体制を整備する。 	第7条

鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、中国・四国ブロックでのカウンターパート制の導入による相互応援体制等の構築を踏まえ、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、応援を実施する県（以下「応援県」という。）による効果的な応援及び危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。

(応援内容)

第2条 応援の基本的内容については、以下のとおりとする。

- (1) 応急対策等に係る人的支援
- (2) 危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整
- (3) 物資や資機材等の提供
- (4) 県、市町村、企業、医療機関、福祉団体等の業務継続に係る支援
- (5) 避難者の受入れ
- (6) 危機事象発生県の被災市町村支援に係る応援県内市町村への協力依頼
- (7) 風評被害対策
- (8) 災害ボランティアの活動に対する支援
- (9) 被害状況、支援を要する内容の広報
- (10) その他必要とされる応援

(応援体制)

第3条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき前条の応援を迅速に行うものとする。

2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。

3 応援県は、県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築するとともに、危機事象発生県において、支援に係る情報収集、他の都道府県や関係機関等との広域応援調整を行うものとする。

(受援体制)

第4条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(平常時からの協力体制)

第5条 両県は、危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等
- (2) 業務継続に係る支援体制の構築
- (3) 避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築
- (4) 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援
- (5) 職員の相互交流及び共同研究

(県を挙げた協力体制)

第6条 両県は、両県の市町村における相互応援体制の構築の促進に努めるものとする。

2 両県は、本協定を円滑に実施するため、企業、医療機関、福祉団体、ボランティア等の協力を得ながら、相互応援体制を構築するものとする。

3 両県は、危機事象発生時において県民全体で危機事象発生県の支援を行うため、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。

(相互応援活動要領)

第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第9条 両県は、この協定のほか、両県が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を効果的に活用して、復旧を促進するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。

(適用等)

第11条 この協定は、平成23年11月18日から適用する。

2 平成20年9月1日に締結した危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定は、これを廃止する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月18日

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治 (サイン)

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門 (サイン)

「大規模広域的災害発生時の中国 5 県の広域支援体制に関する基本合意」及び
「大規模広域災害に備えた中国・四国ブロックの相互応援に係る基本合意」について

平成 23 年 11 月 29 日
危機管理政策課

中国地方知事会では、東日本大震災での対応を踏まえ、大規模広域的災害が発生し、被災県独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、中国 5 県での広域支援体制及び四国地方との連携体制について検討してきましたが、このたび、大規模広域的災害に対する中国 5 県の広域支援体制の強化及び四国地方と連携することについて合意に達し、11 月 21 日に下記のとおり基本合意書を締結しました。

記

1 合意内容

(1) 大規模広域的災害発生時の中国 5 県の広域支援体制に関する基本合意

- ・発災当初の対応として、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を導入し、被災地ニーズに応じた迅速な支援を実施する。

被災県	支援担当県			
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

- ・被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、「中国 5 県広域支援本部」を中国地方知事会の会長県に設置し、各県等との調整に当たる。

(2) 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意

- ・中国・四国ブロックが一体となったカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

ブロックを越えての、被災県に対する支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパートによる取組は、全国初。

【グループ 1：鳥取県・徳島県】

【グループ 2：岡山県・香川県】

【グループ 3：広島県・愛媛県】

【グループ 4：島根県・山口県・高知県】

- ・四国知事会においても常任世話人県に広域支援本部を設置し、広域支援本部間で情報の共有を行い、連携・調整を図る。

2 基本合意書締結までの経緯

- ・東日本大震災での対応を踏まえ、平成 23 年度中国地方知事会第 1 回知事会議において、山口県からの提案により「大規模広域的災害への対応」について検討していくことが決定（5 月 30 日）
- ・「大規模広域的災害への対応」検討ワーキンググループ（各県防災担当課長を中心としたワーキンググループ）の設置（7 月 15 日）
- ・中四国サミットにおいて、中四国の連携策として、徳島県から中四国ブロックにおけるカウンターパート制の導入が提案され、基本合意（8 月 24 日）
- ・平成 23 年度中国地方知事会第 2 回知事会議（会長：石井正弘岡山県知事）において、中国 5 県での広域支援体制及び四国地方との連携体制について合意（10 月 26 日）
- ・「大規模広域的災害発生時の中国 5 県の広域支援体制に関する基本合意書」及び「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」締結式（11 月 21 日）

大規模広域的災害発生時の

中国 5 県の広域支援体制に関する基本合意書

大規模広域的災害発生時の中国5県の広域支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県は、中国地方において大規模広域的災害が発生し、被災県独自では十分な応急措置が実施できない場合の広域支援体制について、次のとおり合意する。

1 カウンターパート制の導入

- (1) 被災県に対する支援を行う県（以下「支援担当県」という。）を予め定めたカウンターパート制を導入し、発災当初から円滑かつ迅速に被災地支援を行う。
- (2) 被災県と支援担当県の組合せについては、隣接県による支援を基本とし、次のとおり第1順位から第4順位までを予め定める。

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

- (3) 支援担当県は、災害発生後速やかに連絡員を派遣し、被災地ニーズを把握するとともに、これに応じた支援を実施する。

2 「中国5県広域支援本部」の設置

- (1) 中国地方知事会会長県に「中国5県広域支援本部」（以下「広域支援本部」という。）を設置し、被災状況に応じた、よりの確な支援を行う。
- (2) 広域支援本部は、被災県支援に係る各県との調整をはじめ、四国ブロックとの連携・調整や全国知事会との調整など、広域支援に係る包括的な調整を実施する。

3 平常時の相互交流

この合意に基づく広域支援体制の円滑な運用に資するため、各県防災担当部局職員の相互交流に努めるものとする。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書5通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

鳥取県
鳥取県知事

島根県
島根県知事

岡山県
岡山県知事

広島県
広島県知事

山口県
山口県知事

大規模広域的災害に備えた
中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
徳島県、香川県、愛媛県、高知県

平成23年11月21日

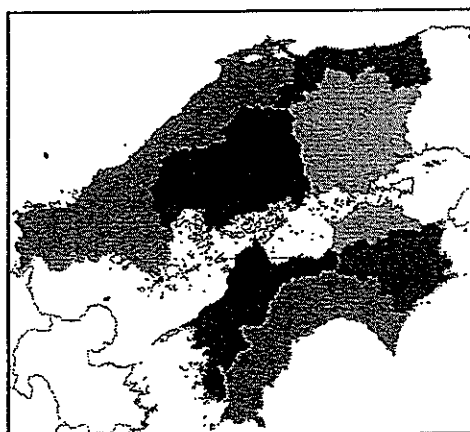
大規模広域的災害に備えた 中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパートによる相互支援

- (1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援を行うカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

【カウンターパートの各グループ】



	構成県
グループ1(赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2(黄色)	岡山県、香川県
グループ3(青色)	広島県、愛媛県
グループ4(緑色)	島根県、山口県、高知県

- (2) グループ内の各県は、カウンターパートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。

なお、会長県及び常任世話人県が被災した場合には、その設置県を調整する。

- (2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

鳥取県

鳥取県知事

島根県

島根県知事

岡山県

岡山県知事

広島県

広島県知事

山口県

山口県知事

徳島県

徳島県知事

香川県

香川県知事

愛媛県

愛媛県知事

高知県

高知県知事

津波対策検討委員会で検討中の波源モデルの海岸線における津波高について

平成23年11月29日

危機管理政策課

【第1回検討委員会】 7月29日（金）15：30～17：00

■検討項目：現在の被害想定を検証、新たな被害想定の震源の検討 等

【第2回検討委員会】 10月5日（金）14：30～16：00

■検討項目：新たな被害想定を震源の検討、津波文献の検証 等

■会議の結論

1 新たな波源候補として、次の4断層を選定する。次回会議までに津波浸水予測図、河川津波遡上予測図を作成する。

【近傍発生の波源】

- ① 鳥取沖東部断層（長さ51km、Mw7.30） 最大波高（鳥取市 5.96m）
- ② 鳥取沖西部断層（長さ33km、Mw7.05） 最大波高（大山町 3.37m）
- ③ 隠岐島北西方断層（長さ114km、Mw7.77） 最大波高（湯梨浜町 6.39m）

【遠隔地の波源】

- ④ 佐渡島北方沖パターン2（長さ222.2km Mw8.16） 最大波高（大山町 6.92m）

※Mw（モーメントマグニチュード）とは、断層面の面積（長さ、幅）と、断層付近の地殻の剛性等から算出した断層運動の規模を表したもの。

2 波源ごとの浸水予測図をもとに、次回会議で市町村ごとの被害想定の設定等について検討する。

3 鳥取沖東部断層・西部断層の連動発生の可能性については改めて、慎重に検討する。

4 津波に関する文献のうち、境港市、琴浦町の提供資料は信憑性が高いので、今後の対策等に反映することとする。一方鳥取市の提供資料は浸水位置が極めて高い（125m）ことから民話の類いと評価し、参考文献とはしない。

【第3回検討委員会】 12月中（予定）

■検討項目：①新たな津波浸水予測図、河川津波遡上予測図の確認・検討

②津波対策の検討 等

※一部河川の遡上予測図は、第4回委員会に持ち越しの見込み

【第4回検討委員会】 2～3月（予定）

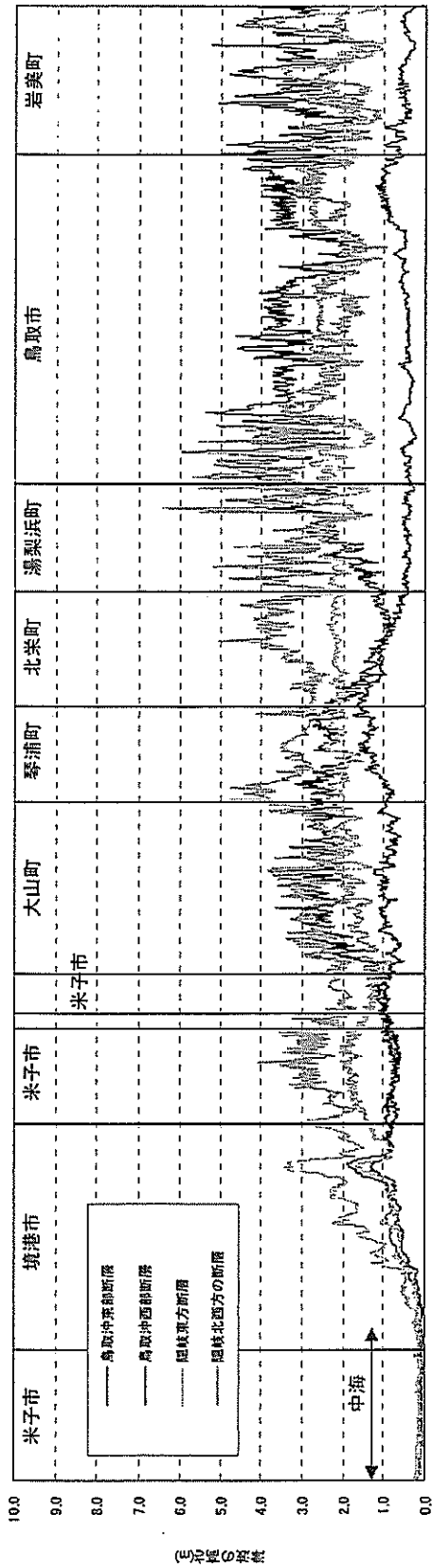
■検討項目：①一部河川津波遡上予測図の確認・検討

②津波対策の検討・決定 等

（鳥取県津波対策検討委員会委員）

分野	役職	氏名	備考
海岸工学	鳥取大学大学院工学研究科教授	松原 雄平(まつばら ゆうへい)	会長
地震対策	放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平(にしだ りょうへい)	
地震対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	香川 敬生(かがわ たかお)	
地震地質学	京都大学防災研究所准教授	遠田 晋次(とくだ しんじ)	
津波避難対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	裕見 吉晴(まつみ よしはる)	
沿岸市町村代表	鳥取市防災調整監危機管理課長	藤原 博志(ふじわら ひろし)	
沿岸市町村代表	琴浦町総務課参事	谷田 和樹(たにだ かずき)	

日吉津村



日吉津村

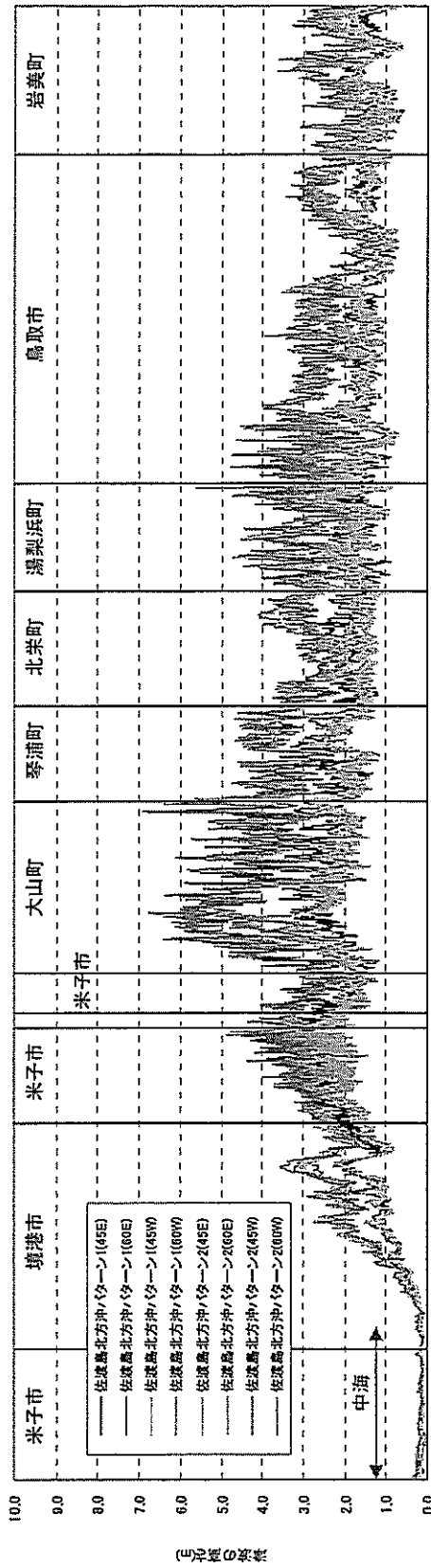


図 4.3 津波の高さの比較 (上)鳥取～隠岐島沖、(下)日本海東縁部

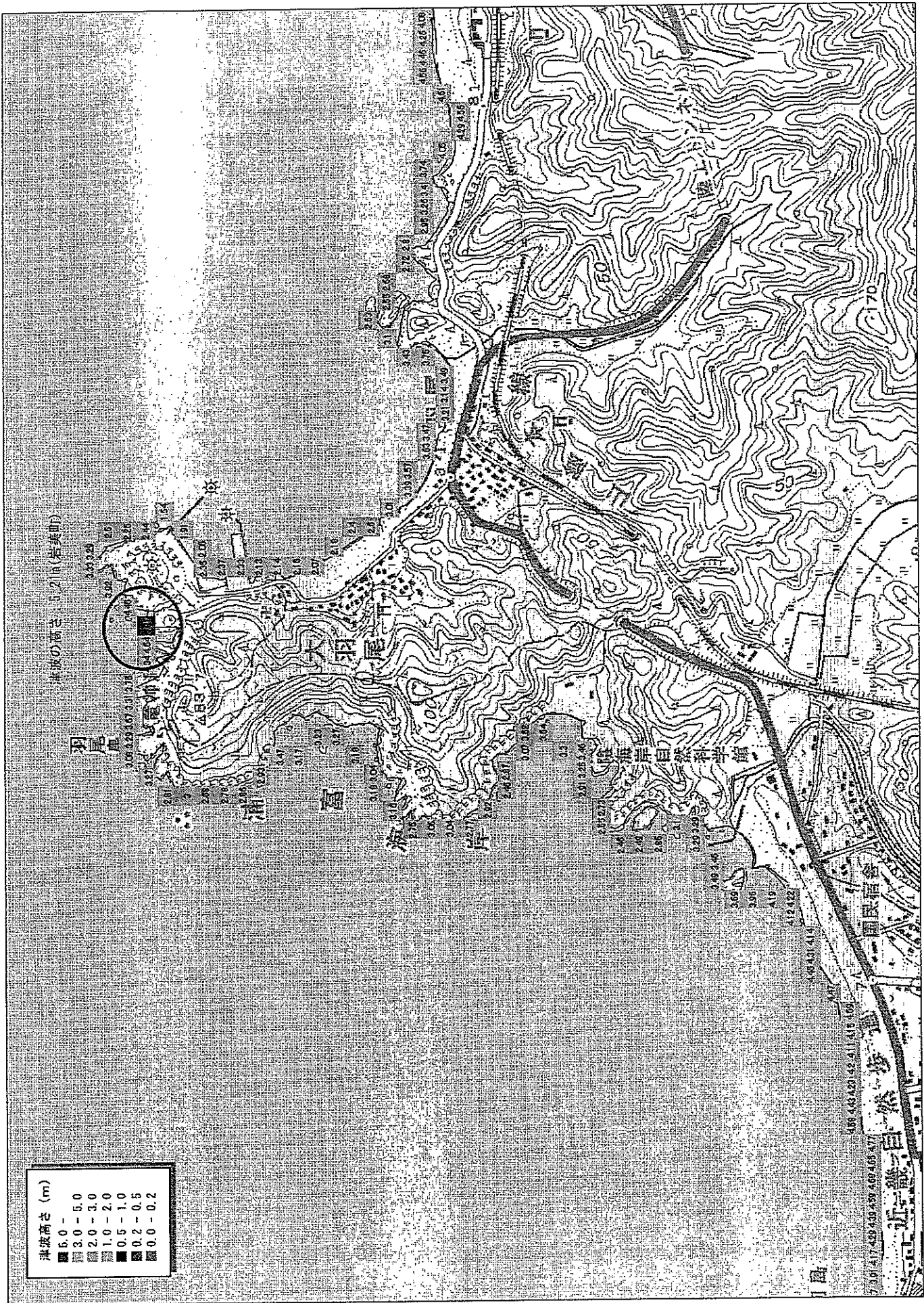


図 1.3 海岸の津波の高さ (岩美町) 【鳥取沖東部断層】

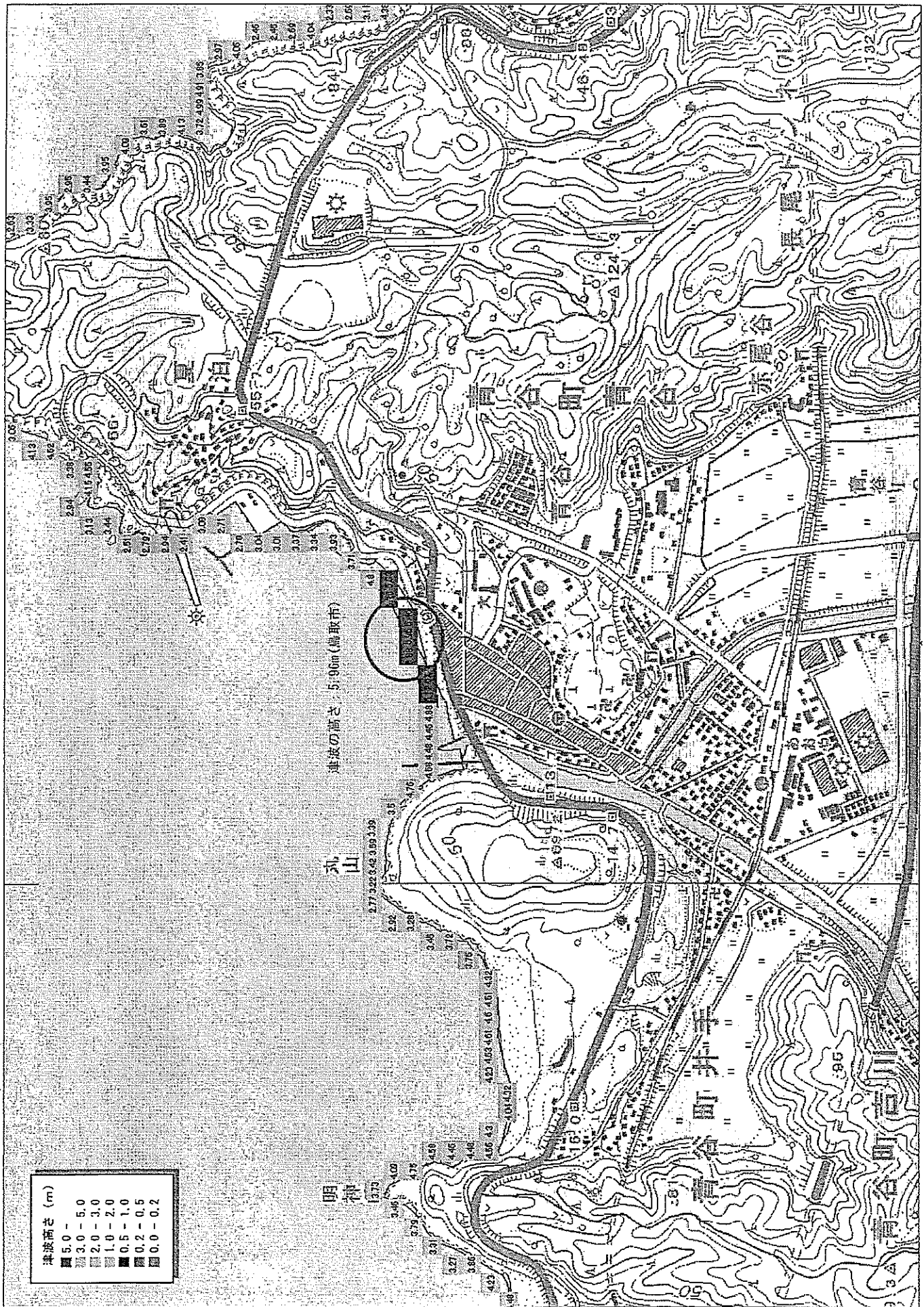


図 1.4 海岸の津波の高さ (鳥取市)【鳥取沖東部断層】

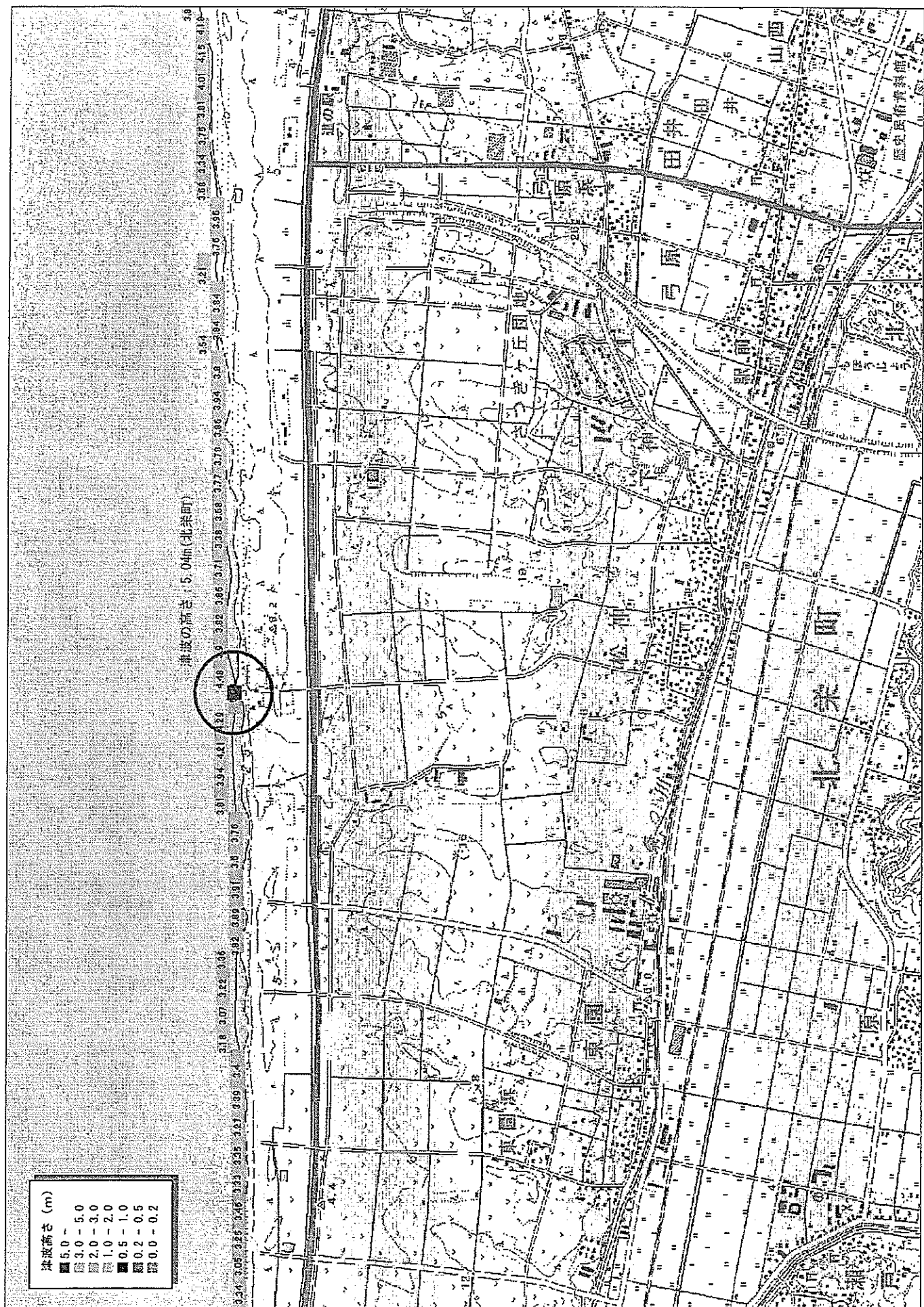


図 3.6 海岸の津波の高さ (北栄町) 【隠岐北西方の断層】

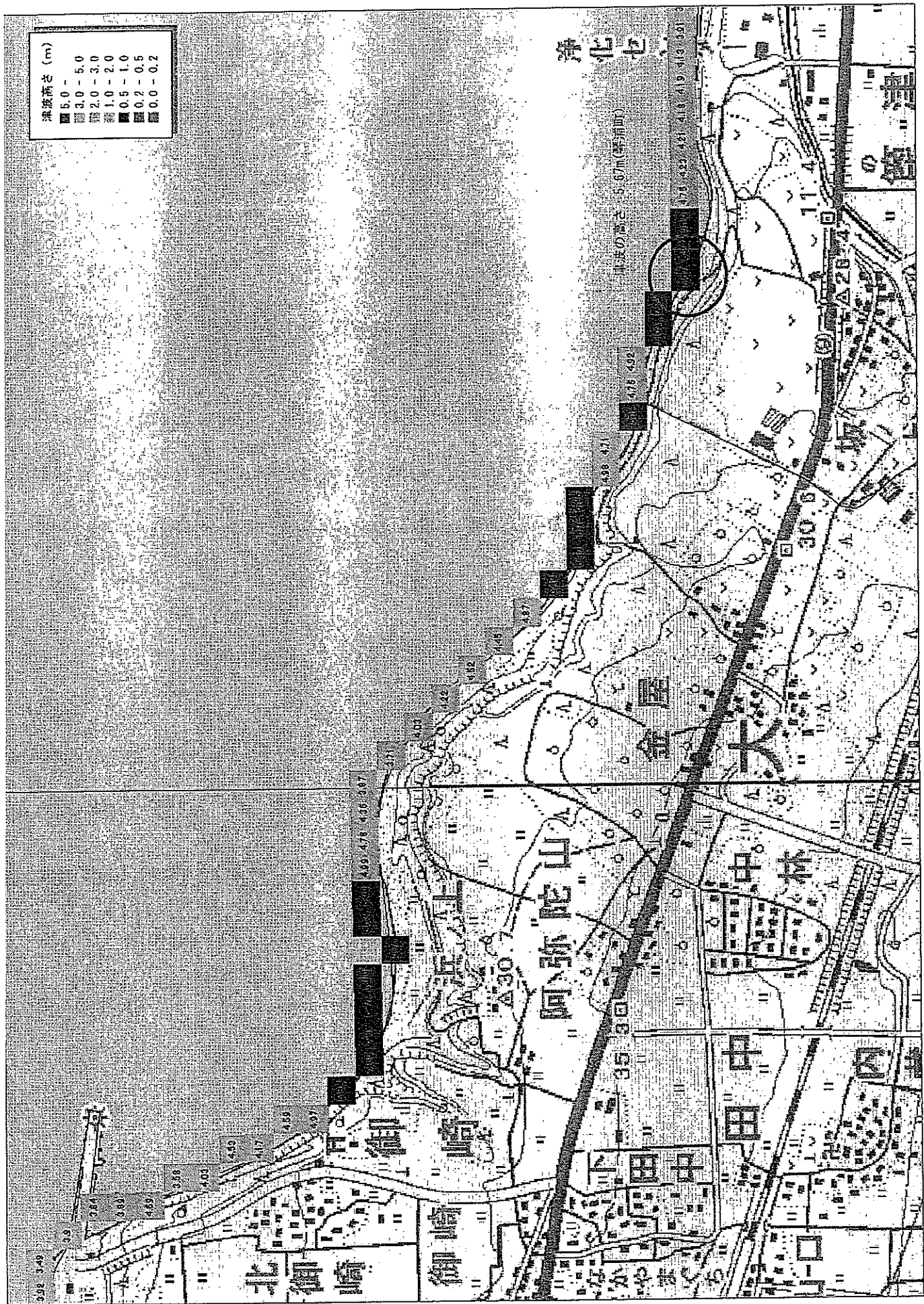


図 4.7 海岸の津波の高さ (琴浦町) 【佐渡島北方沖パターン2 (60W)】

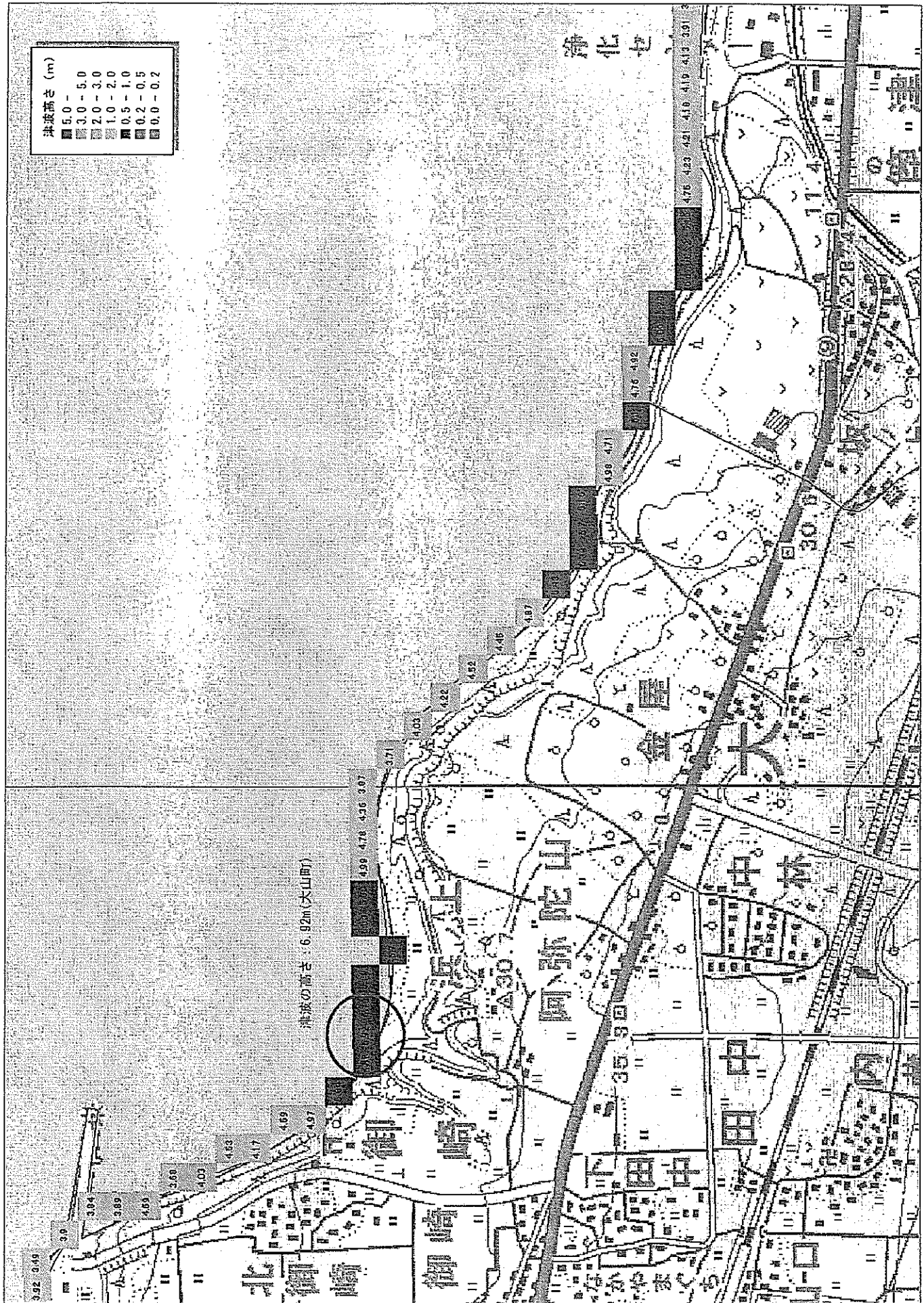


図 4.8 海岸の津波の高さ(大山町)【佐渡島北方沖パターン2 (60W)】



図 4.10 海岸の津波の高さ (白吉津村) 【佐渡島北方沖パターン2 (60W)】

第2回鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進会議の開催結果について

平成23年11月29日
危機管理政策課

鳥取県内の企業、自治体等に対して、業務継続計画(BCP)策定の推進に資する検討等を行い、全県的な取組みを行うことを目的に、下記のとおり第2回鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進会議を開催したところ、概要は以下のとおりでした。

記

- 1 開催日時 11月19日(土) 午前9時45分から11時30分まで
- 2 開催場所 米子コンベンションセンター(5階) 第5会議室(米子市末広町294)
- 3 議事
 - (1) 徳島県知事(飯泉嘉門(いづみ かもん))講演「徳島の新たな挑戦! =助かる命を助ける! 「防災・減災対策」の推進=」
 - (2) 鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針[暫定版]について
 - (3) 各ワーキンググループ(WG)からの中間報告について

4 出席者

分野	役職	氏名	備考
企業	鳥取県商工会議所連合会 総務課長	磯部 一章	委員(代理)
金融	鳥取県銀行協会 事務局長	沖 正弘	委員(代理)
IT	社団法人鳥取県情報産業協会 理事	藤原 和彦	委員(代理)
医療機関	社団法人鳥取県医師会	日野 理彦	委員
福祉施設	鳥取県福祉施設経営者協議会 理事	田中 伸幸	委員
市町村	市長会 鳥取市防災調整監	堀 哲男	委員(代理)
	町村会長	石 操	委員
県	知事、危機管理局长、総務部長、企画部長、福祉保健部長、商工労働部長	平井 伸治 他、5部局長	委員
—	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター研究主幹	紅谷 昇平	アドバイザー

5 会議の概要

(1) 徳島県知事講演

飯泉嘉門(いづみ かもん) 徳島県知事から、「徳島県における東日本大震災への取組み」、「業務継続計画(BCP)策定への取組み」、「広域連携の更なる推進」などについての講演
→BCPを考える上で、徳島県との応援、受援体制の重要性について、共通認識ができた。

(2) 会議議事における概要

①鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本指針(案)[暫定版]について

各委員等から以下の意見が出された。

- ・被害想定が厳しすぎる。その合理性について考え直すべきではないか。現実的なことにしないと対策を取るにもお金がかかる。(医師会)
- ・県全体が被災するのなら、全县一斉に医療、福祉業務を県外業者に出さないといけない。どうやって県外に運ぶのか、これは検討するのが難しい。(福祉保健部)
- ・(事務局)→業務資源が使えなくなった場合にどうするのか。業務資源に着目してBCPを考えていく必要がある。想定外をなくすため、県全体が面的に被災している状況で検討することが必要。
- ・東日本大震災の被害状況としては厳しすぎる想定である。実際はもっと早く回復している。(紅谷アドバイザー)
- ・想定外をなくすため、0か100かを想定することは間違っていない。これでいくべきでは。(町村会、総務部)
- ・(事務局)→各ワーキンググループによるBCP作成作業と基本指針案作成は同時並行的にやっていきたい。基本指針案については、コアメンバー会議で作上げたものであり、議論になっている被害想定を目安などについては、再度、コアメンバー会議で相談し、対応について検討したい。

②各ワーキンググループ(WG)からの中間報告について

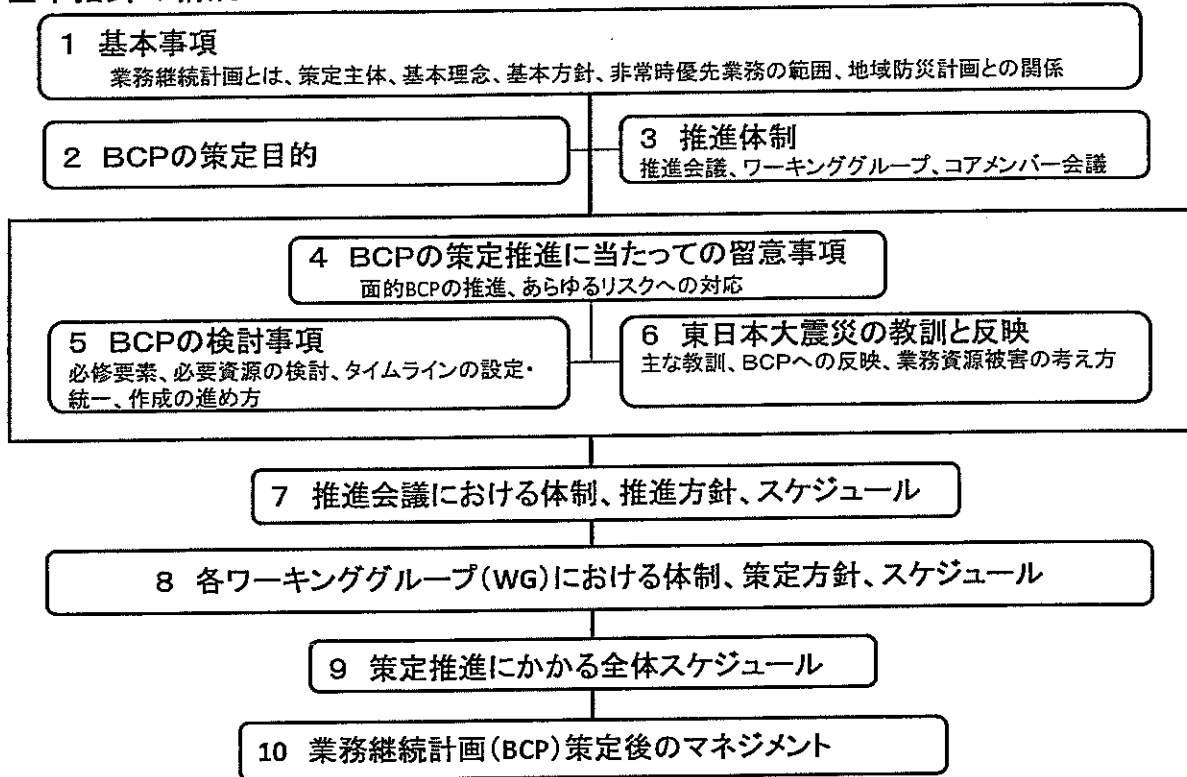
各WGの担当部からこれまでの取組状況、今後の取組予定等を説明。特段の意見はなし。

<参考>今後のスケジュール

- ・市町村、医療、福祉等のワーキンググループで本格的な検討作業に着手(11月～)
- ・県における各部局の業務、個別課題の検討、取りまとめ(11月～)、県庁BCPの作成(本庁)(3月頃)
- ・第3回鳥取県版BCP策定推進会議(3月頃):今年度の進捗状況の確認

鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する 基本指針[暫定版]の概要

1 基本指針の構成

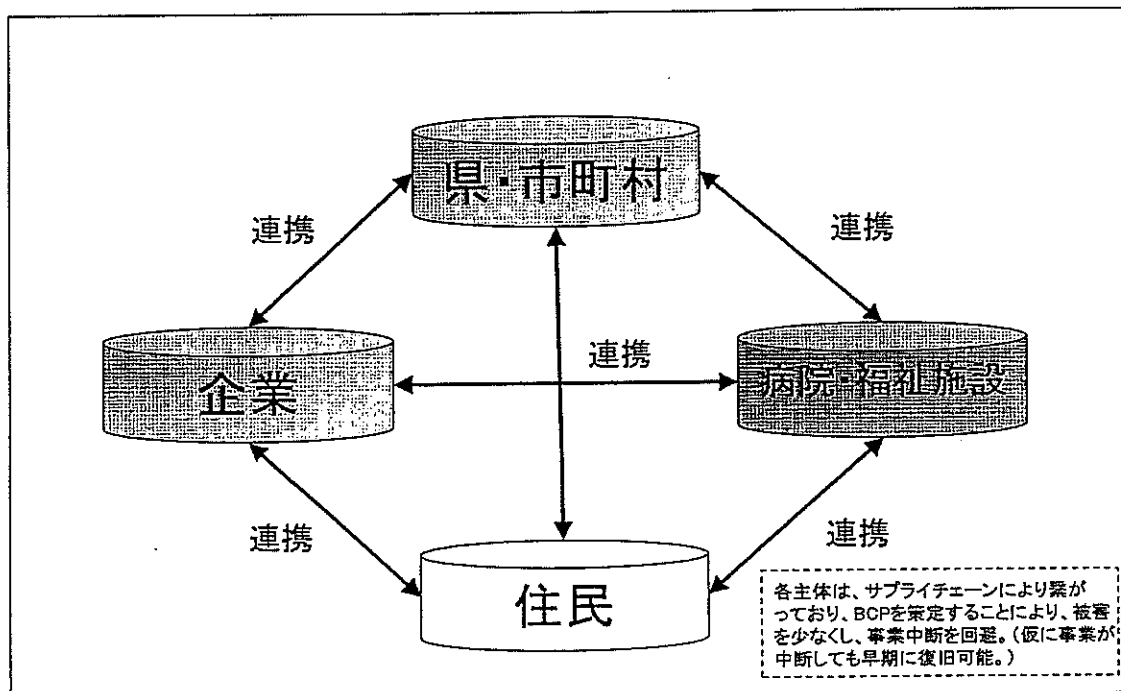


2 BCP策定主体

県庁、市町村、企業、医療・福祉施設

3 基本理念

災害時における早期復旧・復興のため、各BCP策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。



4 業務継続の基本方針

①人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

②非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール鳥取県で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。

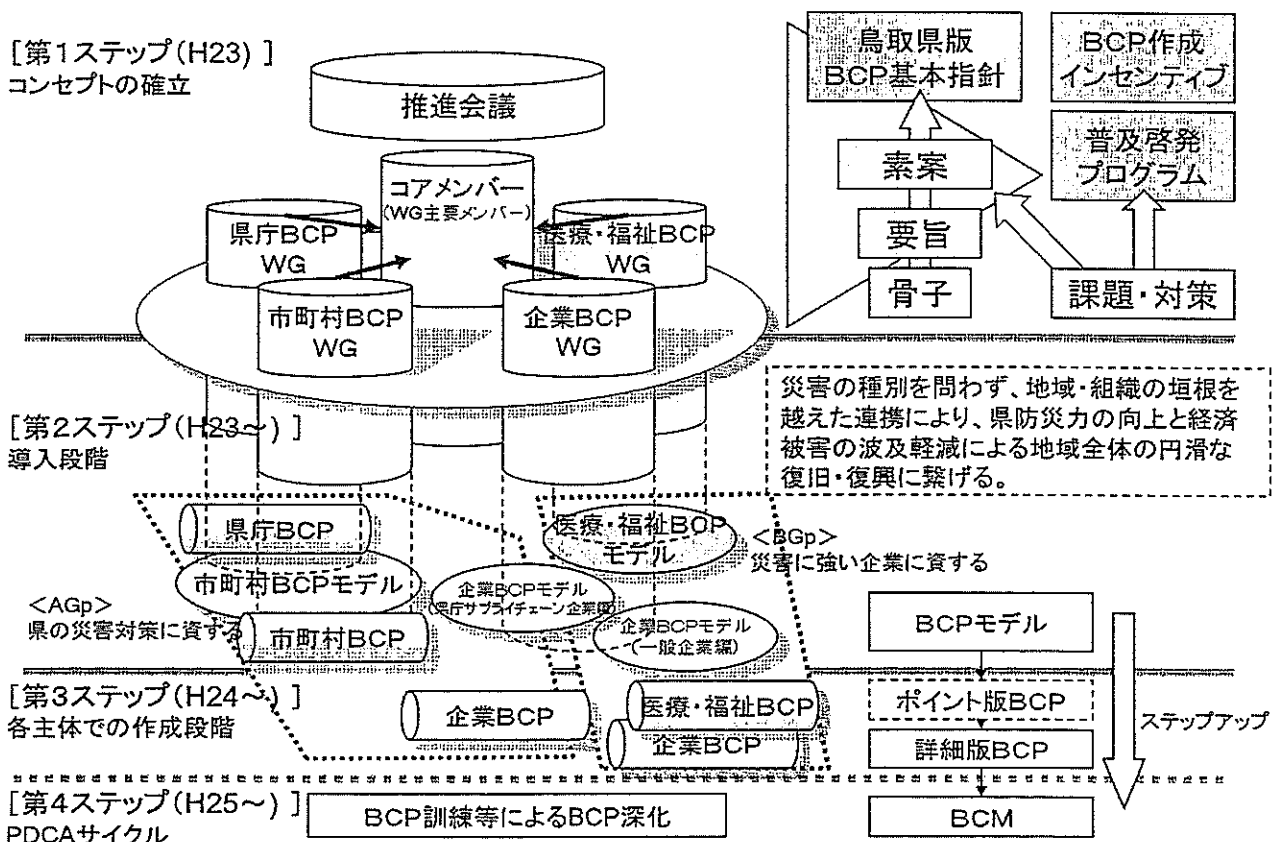
③非常時優先業務以外の通常業務は、非常時優先業務を最優先とし、その後の業務資源(リソース)の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

【「オール鳥取県」の考え方】

現代社会で失われがちと言われるコミュニティの機能が息づいている本県の特性を生かし、「支え愛」を基本として、互いに助け合い、「絆」を深めることが復興に結びつく最大の力となるという認識のもと、関係機関が互いに連携しながら対応にあたる。

5 推進体制

[第1ステップ(H23)]
コンセプトの確立



6 BCPの検討事項

(1)BCPの必須要素

- ①自らが重大な被害を受け、資源(リソース)制約が発生することを認識し、重要業務を選定して対応する。
- ②重要業務の継続・実施に関して、時間・水準の実施目標を設定すること。
- ③業務プロセスを分析して、制約要因の改善策を見出すアプローチを行うこと。
- ④事前対策、災害発生後の対応、平常時の維持管理、継続的な見直しの各要素の全てを含むこと。

(2)必要資源(リソース)の検討

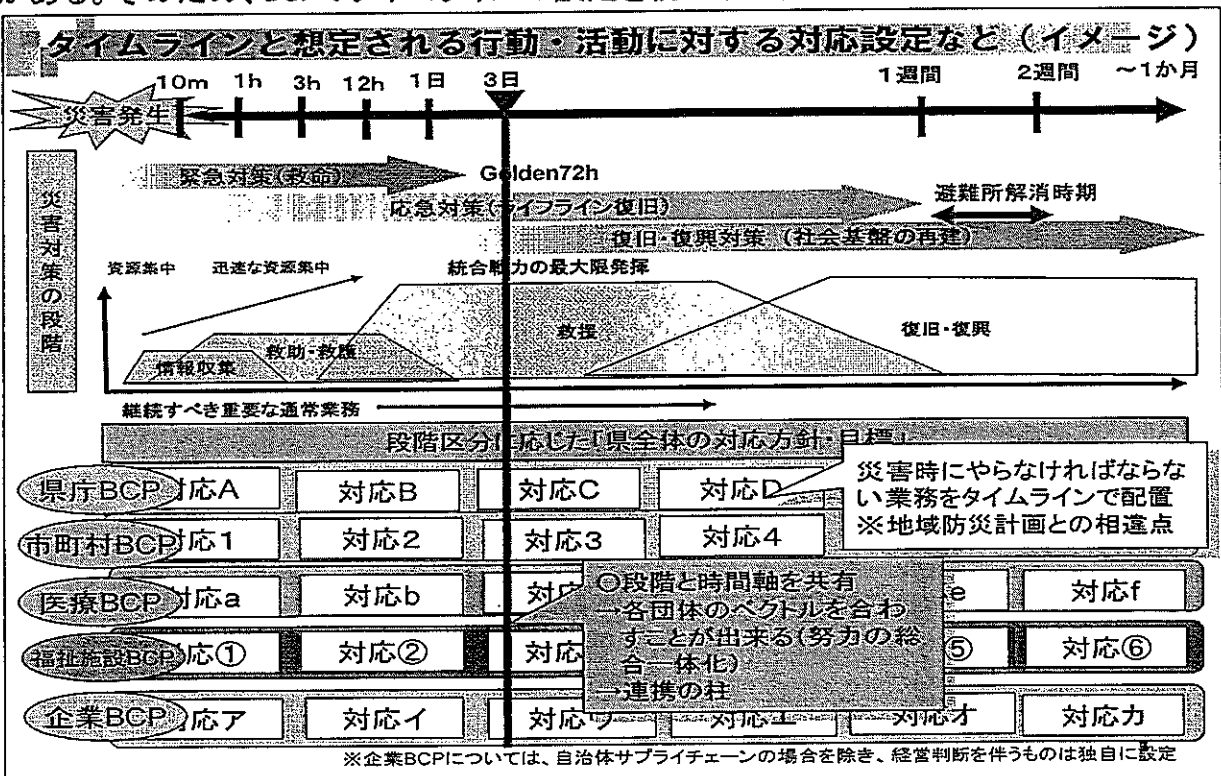
あらゆる災害や危機などに対応するため、必要な業務資源(リソース)が使用不能となった場合の代替手段等について検討を行い、事前に何らかの資源確保対策を講じておく。

【業務資源(リソース)の例】

事業所施設(庁舎)、従業員(職員)、電力、上下水道、ガス、執務環境、エレベーター、空調、情報システム、通信(固定電話、携帯電話、インターネット)、防災行政無線、トイレ、飲料水、食料、消耗品等

7 タイムラインの統一

鳥取県版BCPは、地域の事業を継続させ、オール鳥取県体制で一体的に、迅速な緊急対策と早期の復旧・復興を進めていくため、タイムラインを意識した計画とする必要がある。そのため、BCPのタイムラインの設定を統一する。



8 業務資源(リソース)被害の考え方

災害(危機)による被害については、業務資源(リソース)に着目して考え、まずは、その資源が使用不能となった場合の代替手段や対応の検討から始め、早期復旧や被害を軽減するための対策を検討する。

ライフラインやインフラ等の業務資源の被害については、東日本大震災において発生した被害の状況を目安に検討を進める。

【被害状況の考え方の目安】

業務資源名	被害の考え方の目安
事業所施設(庁舎)	①事業所施設は継続使用が不能と想定。近隣の代替拠点を利用。 ②事業所施設は継続使用が可能と想定。執務室内はキャビネット等の転倒、机上のパソコン落下、書類等の散乱が発生
従業員(職員)	本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の不通等により、業務に従事できない者が出ると想定。
電力	発災から3か月は外部からの電源供給がない。
上下水道	発災から5か月は外部からの給水がない。
ガス	発災から50日は供給がない。
燃料(ガソリン、重油、軽油)	発災から7日は供給がない。
電話(固定、携帯)	発災から50日は通話ができない。

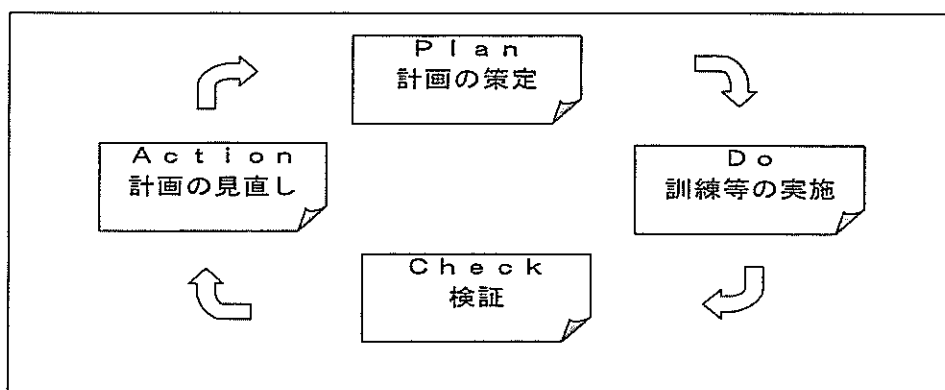
注) 各主体におけるBCP作成の基準を示すため、東日本大震災において、被害が甚大であった地域の状況を参考に設定したもの。

9 BCP作成の進め方

各BCP作成主体は、当指針を基本としながら、各WGで検討の上、示されたBCPモデル等のガイドラインに沿って、作成を進める。

10 BCP策定後のマネジメント

計画策定後においては、定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善等に伴い、Plan(計画の策定)、Do(訓練等の実施)、Check(検証)、Action(計画の見直し)といったPDCAサイクルを通じて、計画の持続的改善を行う業務継続マネジメントを推進する。



鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に係る
各ワーキンググループ（WG）からの中間報告

WG名	県庁BCP
1 平成23年11月までの事業実績	
<p>平成23年度中に県庁BCPを作成するため、今年度前半は、庁内のBCPに係る認識、意識の醸成に取り組み、後半はBCP作成作業に取りかかっているところ。</p> <p>1 BCPの共通認識の醸成、作成のための知識、スキルの学習（職員研修）</p> <p>(1) 主に課長補佐級以上の職員を対象に、BCP普及特別研修を実施し、BCPの必要性や基本的知識、東日本大震災の実相について学習した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：8/26～9/2（東部、中部、西部で計10回） ・受講者数：779名（県676名、市町村103名） <p>(2) 各所属のBCP策定担当者を対象に、担BCP策定のための業務分析作業などについてワークショップ形式で学習した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：10/19～21（東部、西部で計6回） ・受講者数：218名（県114名、市町村104名） <p>2 県庁BCP作成作業</p> <p>非常時優先業務、業務に必要な資源等の洗い出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁各課を対象に照会、検討作業を実施。（10/24～実施中） ①非常時優先業務の選定 ②復旧目標を1週間以内とする業務に必要な資源、業務プロセスの分析 ③業務に必要な資源の代替方策の検討 	
2 BCP策定推進に当たっての課題	
<p>○業務分析の手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるハザードに対応できるBCPとするため、「被害の結果事象」から業務にどのような影響が生じるか分析している。これは、自治体の中では先進的取組であり、専門家の助言を受けながら試行錯誤で進めている。 <p>○県庁BCPと他主体BCPとの連携、整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁BCPはモデル的に先行して作成しているため、今後、市町村など他主体BCPとの連携、整合を図る必要がある。 ・連携を考える上では、各主体の役割分担とそれぞれの役割、業務について、どのような連関、依存関係があるかを考える必要があり、今後、他主体BCPの検討の進行と併せて調整を図る。 <p>○不足する人的資源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的資源に係る外部からの応援について、他自治体との連携や検討について具体的調整が必要となってくる。 	
3 平成23年3月末までの事業予定	
<p>今年度後半の業務分析作業の結果を基に、今年度中に県庁BCPを作成する。</p> <p>1 2月 県庁BCP素案 →中間報告（特別委員会を予定）</p> <p>2月 県庁BCP概成 →中間報告（特別委員会を予定）</p> <p>3月 県庁BCP完成 →完成報告</p>	
4 平成24年度事業（案）	
<p>平成23年度の作業結果を基に、県庁BCPの訓練による検証、深化、地方機関への展開を図る。</p> <p>○鳥取県庁BCP深化事業（一般事業）</p> <p>(1) 県庁BCP訓練の実施</p> <p>訓練結果に基づき、計画の検証、改善を行い、計画を深化させ実効性を確保</p> <p>(2) 地方機関のBCPの具体化</p> <p>市町村BCPと連携し、H23検討結果を文書化</p> <p>(3) 他主体BCP、他県BCPとの連携の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁BCPと市町村等他主体BCPとの整合、調整 ・行政の広域的な連携・支援体制に係る他県との検討、研究 	

○BCP（事業継続計画）普及特別研修事業

- ・一般職員向け普及特別研修の実施（災害に対する基本知識、BCPの必要性の理解）
- ・BCP作成担当者研修（主に地方機関の職員を対象）

○H24補正対応

- ・BCP作成により明らかとなった業務資源（リソース）については、今後、計画的に
予算措置し、補強、整備する
例：代替拠点におけるLAN回線等の設備、庁舎の簡易トイレ等

5 その他

- ・ISOによる国際規格化が見込まれており、その対応についても今後、検討していく。

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に係る
各ワーキンググループ（WG）からの中間報告

WG名	市町村BCP
1 平成23年11月までの事業実績	
<p>市町村BCP作成については、10月に開催した市町村等総務担当課長会議で今後の進め方等を議論した結果、県においてBCPの作成手順・方法等の叩き台をまとめ、市町村に提案することとなった。</p> <p>県としては、11月中に叩き台を各市町村にお諮りした上で、平成24年1月から本格的に議論を開始する予定で準備を進めているところ。</p> <p>これまでの取組状況及び今後の予定については、以下のとおり。</p> <p>○市町村等総務担当課長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：平成23年10月17日（月） ・場 所：県立図書館大研修室 ・出席者：（市町村）BCP作成担当課長及び担当者 （ 県 ）危機管理局、業務効率推進課、自治振興課 ・概 要：鳥取県版BCPの概要及び県庁BCPの作成について説明 市町村BCPの作成について協議 <p>○平成23年度第2回県・市町村行政懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：平成23年11月16日（水） ・場 所：ホープスターとっとり「真珠」 ・出席者：（市町村）各市町村長ほか （ 県 ）知事、副知事、統括監、各部（局）長、病院事業管理者、 教育長、警察本部警務部長、総合事務所長 ほか ・概 要：市町村BCP作成について状況等を報告 引き続き各市町村における積極的な取組みを依頼 	
2 BCP策定推進に当たっての課題	
<p>○BCPに係る知識・情報等が不足していること</p> <p>特に、市町村（行政）のBCPについては事例も少なく、市町村からは適切な情報・資料等の提供、また、必要に応じ専門家等のアドバイスなどを求める声があった。</p>	
3 平成23年3月末までの事業予定	
<p>○作成スケジュール（事務局案）</p> <p>H24年1月～ 市町村BCPワーキンググループ全体会を開催 →市町村BCPのあり方、作成方法などを決定 市町村BCP作成作業に着手 →災害時優先業務の項目出し、業務継続体制の点検など</p>	
4 平成24年度事業（案）	
<p>○作成スケジュール（事務局案）</p> <p>H24年9月頃 各市町村BCP（案）作成 →東・中・西部地区部会において、所要の調整、課題解決など</p> <p>12月頃 各市町村BCP完成</p> <p>○市町村行財政連絡調整費（一般事業）</p> <p>県は、情報・資料等の提供、専門家等による助言・相談の確保、ワーキンググループでの協働など、市町村のBCP作成を支援</p>	
5 その他	

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に係る
各ワーキンググループ（WG）からの中間報告

WG名	企業 BCP
1 平成23年11月までの事業実績	<p>○中小企業 BCP 策定支援事業 平成 21 年度から 3 名の BCP 普及員を配置し、中小企業における BCP（事業継続計画）の策定を促進するため、企業訪問による策定支援や学習会を実施。</p> <p>《企業訪問等状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対 象：従業員 30 名以上の県内事業所 ・訪問実績：H21 ～ H23.10 月末現在 のべ訪問数 706 社 ・策定状況：策定済 15 社（内訳：新型インフルエンザ対応型 11 社、オールリスク版 4 社） 策定支援中 17 社 <p>《学習会開催状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21 から 9 回開催し延べ 93 社が参加 <p>○企業 BCP ワーキングの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11 月 11 日に商工団体、BCP 策定済・策定中企業等を集め、BCP 策定の課題と解決策について検討した。
2 BCP 策定推進に当たっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ多くの県内企業が BCP の存在自体を知らないなど意識が低い状況。 ・BCP 策定作業はマンパワー、時間、コストがかかる。 ・オールリスク版 BCP の場合、自社との関連性を理解していただけない。また、様々なリスクがあり、何から取り組んで良いかわからない。 ・BCP 策定・運用にはセコム山陰のような専門家の支援が必要不可欠
3 平成24年3月末までの事業予定	<p>○中小企業 BCP 普及促進事業</p> <p>(1) BCP シンポジウムの開催 BCP 策定の必要性を広く周知し、策定に向けた意識付けを目的として BCP 普及シンポジウムを開催する。</p> <p>《時期》11 月 24 日（木） 《対象》県内中小企業、商工団体、金融機関などの県内中小企業支援機関 《内容》基調講演、セミナー、個別相談会</p> <p>(2) BCP 策定ワークショップの開催 業種毎に BCP 策定ワークショップを開催し、集中的な策定支援を行う。</p> <p>《時期》12 月～2 月（3 回シリーズ、各回 3 時間程度） 《内容》金属・機械、建設、卸・小売、運輸、電気機械といった業種毎に 3 回ワークショップを開催（各業種 2～3 社を予定）</p> <p>○企業 BCP ワーキングの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12 月、2 月頃に開催予定
4 平成24年度事業（案）	<p>【業種別 BCP モデルの策定】</p> <p>県内企業に BCP の必要性を実感していただくとともに、策定作業を軽減するため業種別 BCP モデルを策定し、業種別の普及啓発、策定支援を図る。</p> <p>[想定業種]①食品加工、②金属・機械、③建設、④卸・小売、⑤運輸、⑥電気機械</p> <p>[活用方法]業種別 BCP モデルを活用し、業種毎の学習会、BCP 策定ワークショップを実施し、普及啓発・策定支援を図る。</p>
5 その他	

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に係る
各ワーキンググループ（WG）からの中間報告

WG名	医療 BCP
1 平成23年11月までの事業実績	
<p>地域医療対策協議会を医療BCPのWGに位置づけ、2回にわたって会議を開催し、BCP策定にかかる認識の共有化を図った。</p> <p>平成23年 8月 2日 地域医療対策協議会を開催 → 災害時の医療体制のあり方を検討するとともに、今後、県版BCPの被害想定を前提として、医療機関がBCPを作成するために必要な項目の検討を行う旨を説明。委員から以下のような意見をいただいた。</p> <p>《主な意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・大雪等で輸送がストップしたときは、入院患者用の食料の確保が必要。 ・食料の備蓄量について、入院患者の1週間分を備蓄しようとする大変。 ○患者情報のバックアップ等 <ul style="list-style-type: none"> ・データ機器が損傷した場合の患者情報データのバックアップ等が必要。 ・患者情報データのバックアップには、個人情報保護の問題の整理が必要。 ・電子カルテが使えなかった場合は、紙カルテで一部補完することも可能。 ○自家発電装置の燃料補給 <ul style="list-style-type: none"> ・停電時には自家発電装置を使用するが、道路等輸送経路がストップして燃料が届かない場合が考えられる。 ○災害医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制について、行政が中心になって医療機関と情報共有しつつ行っていくのがよい。 ・宮城県では2次医療圏ごとの災害医療コーディネータが中心になり、災害医療をうまくまとめられたようなので、鳥取県でも設置の検討をしたほうがよい。 ○県版BCP <ul style="list-style-type: none"> ・県版BCPの取組体制に、県、市町村、民間企業、病院・福祉施設に加えて、警察・自衛隊が必要。 ・被害想定について、地震や津波などの過去の記録等を踏まえた情報を積極的に提供してほしい。 <p>平成23年10月25日 地域医療対策協議会を開催 → 県版BCPの進捗状況とスケジュールを説明。病院で策定いただくBCPのイメージ（柱として想定される項目）を示し、県版BCPで統一される被害想定等をもとに、医療機関がBCPを策定するために必要な優先業務等に盛り込む項目を検討いただくことを説明。</p>	

2 BCP策定推進に当たっての課題

《医療機関のBCPの課題》

- 1 新たな医療需要（災害被災者）と通常の医療需要（入院患者や通常の外来患者）とを同時に行わなければならないこと。
→ マンパワー、医薬品、ライフライン等の確保
- 2 急性期・亜急性期・慢性期の医療提供に向けて、切れ目なく医療提供を継続しつつ、医療機関の早期の復旧を行わなければならないこと。
- 3 医療機関の役割として、医療機関の施設・人員が機能不全した場合でも、入院している者を含む患者の生命・身体の安全を図るまでは、電気を含むライフラインが長期間途絶した場合でも、医療提供の廃止ができないこと。
→ これらの課題の解決のためには、《災害時の医療体制》の整備が必要。

《災害時の医療体制》

東日本大震災を受けて、災害時の医療体制のあり方を検討中。県民の生命に関わる医療救護における課題は以下のとおり。

- 平時からの準備
 - ・ 関係機関との連携訓練及び災害医療研修等の実施
 - ・ 県、災害拠点病院及び医師会等の取り組みの共有
 - ・ 医療機関のBCPの策定
- 県災害医療対策本部等の指揮調整機能
 - ・ 通信インフラの停止、情報収集及び受入・派遣調整等
- DMATの携行資機材及び装備
 - ・ 通信手段の整備、自己完結型の派遣体制の整備
- 広域医療搬送対応
 - ・ 域内外の患者搬送及び受入計画の策定
(災害拠点病院の役割、広域医療搬送拠点（SCU）設置場所、資機材備蓄、搬送運用計画等)
 - ・ 災害拠点病院等のヘリポート整備
- 急性期から中長期における医療提供体制の移行
 - ・ DMAT活動から亜急性期への迅速な移行体制
(医療救護班等の派遣に関する協定締結等の体制整備)
- 中長期における医療提供体制の構築
 - ・ 各保健医療圏を単位とする災害医療コーディネータの配置と医療圏の調整機能を持った組織体制の構築

3 平成24年3月末までの事業予定

《医療機関のBCP》

- ・ 平成24年 1月 地域医療対策協議会を開催（医療機関がBCPを作成するための項目の検討）
- ・ 平成24年 3月 地域医療対策協議会を開催（医療機関BCPの項目例の決定）
 - 医療機関に示すひな形を作成
 - 基本版を示し必要に応じて透析、産科等のオプション項目提示

《災害時の医療体制のあり方の検討》

- ・ 平成23年11月 災害時の医療体制のあり方を検討
- ・ 平成24年 1月～ マニュアル案の作成
- ・ 平成24年 3月 地域医療対策協議会でのマニュアル案の検討
- ・ 平成24年 4月 マニュアル策定

4 平成24年度事業（案）

- ・ 医療機関BCPを作成する医療機関の拡大を図る。
→ 医療機関に対するBCP作成の依頼（ひな形等）通知、説明会の開催等

5 その他

鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に係る
各ワーキンググループ（WG）からの中間報告

WG名	福祉施設 BCP
1 平成23年11月までの事業実績	
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健部内の関係課をメンバーとする連絡会議を開催。（10/31） （福祉保健課、障がい福祉課、子ども発達支援課、子育て応援課、青少年・家庭課、長寿社会課） 高齢者施設を中心として検討作業を進めていくことを確認。 ・モデル的にBCPを策定する施設の候補として、養護老人ホームと協議。 ※同施設は米子市皆生海岸に近接し、防災対策に関心が高い。 ※養護老人ホームの選定理由 養護老人ホームには、介護の必要でない方、介護が必要な方、精神に障がいをもたれた方など様々な方が入所されている施設である。 この施設でBCPを作成した場合、介護保険施設、障がい者の方の施設などでの活用が考えられることから養護老人ホームでモデルBCPを策定することとした。 ・民間関係者を交えた検討部会（WG）を、11月中に開催する方向で調整中。 	
2 BCP策定推進に当たっての課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定イメージをどの程度に設定するのかについて、施設から疑問の声があったことから、今後、具体の検討が必要。 （例）東日本大震災レベルを想定とあるが、例えば、海岸沿いの施設であれば、同等の津波が到達した場合、ほぼ施設は壊滅的な損害を受ける... → そのような極端なケースを想定するのか、それとも、1階までは浸水するが2階は無事...といったような現実的な想定をするのか？ ・高齢者施設以外にもモデルBCPの策定に協力いただける施設はないか ・在宅サービスの取扱（被害の状況に応じてどこまでサービスを行うのか） ・基本方針の策定 ・リスクの特定と被害の想定 ・災害時対応業務の洗い出し ・優先業務の整理 ・対策の検討 ・対策の実施、教育、訓練、見直し等 	
3 平成23年3月末までの事業予定	
<p>平成23年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間関係者を交えた検討部会（WG）を開催 <p>平成24年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCP（案）の策定。 <p>平成24年2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WGでBCP（案）の検討 <p>平成24年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCPの策定 	
4 平成24年度事業（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に策定したモデルBCPを各施設に紹介。それぞれの施設において策定作業を進めていただく。 ・普及のため、施設を対象にした説明会を開催。 	
5 その他	

注) 欄が不足する場合は、別紙資料等を添付する。